労働者のものの見方、言葉をみがきあう

2023年9月~2024年8月 岡山県労働者学習協会 長久啓太

はじめに

- ◇ものの見方は、さびつくことがある(簡単、ラク、に注意しよう)
 - *事実をつかむ努力をしているか。先入観や思い込みはないか。集団で認識しているか。
 - *背景や原因を考えられず、現象に目を奪われていないか。
 - *細部にとらわれすぎていないか…事柄のつながりや全体像を見ているか
 - *断片的にものごとをきりとって「O×」「白黒」を判断していないか。
 - *固定的にみてしまっていないか。どうせ…という見方に陥ってないか。



一。言葉をめぐって

- ◇人間は、考えて行動する(あるいはしない)。生きていることは選択の連続。
- ◇考えるときには、必ず言葉をつかっている
 - *日常使っている言葉が、その人の考え方・思想を形成している。言葉の意味をしっかり つかんでいることも大切。労働者とは、労働組合とは、階級、人権、・・・。
 - *考え方・思想は「選択のものさし」(判断を太く支えるもの)となる。
 - *どのような立場から対象をみるのか。立場によって見方も変わる。
- ◇呪いの言葉はものの見方を縛る。
 - *「『呪いの言葉』は、相手の思考の枠組を縛り、相手を心理的な葛藤の中に押し込め、問題のある状況に閉じ込めておくために、悪意をもって発せられる言葉」

(上西充子『呪いの言葉の解き方』晶文社、2019年)

- *「嫌なら辞めればいい」「選ばなければ仕事はある」「使えないヤツだな」「企業あっての 労働者だ」「会社が言ったことだから」「権利ばっかり主張して」「女(男)なんだから」 「自己責任だろ」「ストライキするなんて迷惑だ」←使用者目線・立場の内面化
- ◇労働者の言葉を取り戻そう。
 - *依拠するのは、人権の言葉。「ものさし」をさびつかせない対話と学びを。

二。人権を私たちの「立ち位置」にする

- ◇人権は、私が私でいられるための自由や権利のこと。
 - *日本国憲法には、人類が勝ち取ってきた基本的人権が1つひとつ刻み込まれている。
 - *「これを使って人間らしく自分らしく生きてほしい」と、「信託」されたもの。それを自 分のものとしてつかむ、そして使う。

◇「個人の尊重」が核心

- *「すべて国民は、個人として尊重される」(13条)
 - ・個人=1人ひとり。1人ひとり違う。取り換え不可能。1度きりの人生。
 - ・無条件の肯定的存在承認。それが人権に依拠した人間観。どんな人の存在も、かけが えがない。職場で、1人ひとりの労働者が「個人」として尊重されているか。
- *人権から現実を問い、現実を照らす。自分や仲間、社会のありようを問う。
- *「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」(25条)
 - すべての人は貧困であってはならない。貧困は生活を壊す。生活は私が私でいられる ための土台。文化的に生きることも権利。それを保障するのは国家の義務。

◇人権を守り、権利行使をすることは、特別なことではない。

- *私たちは要求を声に出し、書き、言葉を共有することで、その正当性をたしかめあう。
- *その出発点は人権。労働者 1 人ひとりの尊厳。多くの人が声を発していくことで原則は守ることができる。沈黙やあきらめが支配したとき、原則そのものが壊されていく。

三。視野を広げる、原因にさかのぼる─人権を守るためには、上流にもアプローチを ◇労働者と使用者は、職場だけで綱引きしているのではない。

- *政治の舞台で、法律をめぐって、税金の集め方使い方をめぐって、綱引きがある。経営者は経営者団体、業界団体を通じて、政治に全力でアプローチしている(選挙時も)。
- ◇労働組合も、職場の労使関係だけでは解決できない課題へのアプローチを
 - *税金の集め方使い方、制度政策要求、社会保障拡充、最低賃金引上げ、など
 - *気候危機、憲法どおりの政治を求める、戦争準備をとめる、核兵器廃絶…
 - *私たちの代表を議会へ一政治的なたたかいを支えるのは、社会運動・労働運動
- ◇川の下流(職場)とともに、上流(政治)でのたたかいを。
 - *イチロー・カワチさんの例え。
 - *下流だけにしか視野がいかなければ、いつまでたっても職場での問題は起き続ける。
 - *上流の問題を解決するには、大き なパワーが必要。産業別に結集し、 さらに全国的なたたかいに。
 - *そこではさまざまな出会いと交流も。連帯のおもしろさと醍醐味。

